

三田市聖苑条例新旧対照表

現行	改正案																																												
<p>第1条～第2条の3 省略 (使用の許可) 第3条 省略 2～3 省略</p> <p>4 汚物等又は動物の死体の焼却のための使用については、本市の住民に限るものとする。</p> <p>第4条～第9条 省略 (指定管理者による管理) 第10条 省略</p> <p>2 前項の規定により聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 省略 (2) 汚物等又は動物に係る聖苑の利用許可及びこれに係る収納焼却に関する業務 (3)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>別表(第4条関係)</p>	<p>第1条～第2条の3 省略 (使用の許可) 第3条 省略 2～3 省略</p> <p>4 汚物等又は動物の死体の焼却のための使用については、本市の住民又は市内に住所を有するもので、当該汚物等若しくは動物の死体を保管したものに限りものとする。</p> <p>第4条～第9条 省略 (指定管理者による管理) 第10条 省略</p> <p>2 前項の規定により聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 省略 (2) 汚物等又は動物の死体に係る聖苑の利用許可及びこれに係る収納焼却に関する業務 (3)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>別表(第4条関係)</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火葬施設</td> <td>12歳以上</td> <td>1体</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>1体</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">汚物等の焼却</td> <td>1件</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">動物の死体の焼却</td> <td>1体</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		単位	使用料(円)	火葬施設	12歳以上	1体	22,000円	12歳未満	1体	15,000円	死産児	1胎	10,000円	汚物等の焼却		1件	3,000円	動物の死体の焼却		1体	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火葬施設</td> <td>12歳以上</td> <td>1体</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>1体</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">汚物等の焼却</td> <td>1件</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">動物の死体の焼却</td> <td>1体</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		単位	使用料(円)	火葬施設	12歳以上	1体	22,000円	12歳未満	1体	15,000円	死産児	1胎	10,000円	汚物等の焼却		1件	3,000円	動物の死体の焼却		1体	3,000円
使用区分		単位	使用料(円)																																										
火葬施設	12歳以上	1体	22,000円																																										
	12歳未満	1体	15,000円																																										
	死産児	1胎	10,000円																																										
汚物等の焼却		1件	3,000円																																										
動物の死体の焼却		1体	3,000円																																										
使用区分		単位	使用料(円)																																										
火葬施設	12歳以上	1体	22,000円																																										
	12歳未満	1体	15,000円																																										
	死産児	1胎	10,000円																																										
汚物等の焼却		1件	3,000円																																										
動物の死体の焼却		1体	3,000円																																										
<p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 この表における「動物」とは、<u>小鳥、ねこ及び犬等の愛玩小動物</u>をいう。</p>	<p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 この表における「動物」とは、<u>小鳥、ねこ、犬その他の動物</u>をいう。</p>																																												